

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第四百号を第二百二十九号とし、第七十五号から第三百号までを二十五号ずつ繰り下げ、同条第七十四号イ中「及び」を「又は」に改め、同号を同条第九十九号とし、同条第七十三号を同条第九十八号とし、同条第七十二号を同条第九十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十六 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

九十七 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

第十五条中第七十一号を第九十四号とし、第七十号を第九十三号とし、同条第六十九号中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同号を同条第八十八号とし、同号の次に次の四号を加える。

八十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

九十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

九十一 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第六十八号を第八十七号とし、第六十七号を第八十六号とし、第六十六号を第八十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十四 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

八十五 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第六十五号を第八十二号とし、第六十一号から第六十四号までを十七号ずつ繰り下げ、第六十号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十七条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

七十七 認定保護管理事業等の実施のために条例第十七条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第十五条中第五十九号を第七十四号とし、第五十号から第五十八号までを十五号ずつ繰り下げ、第四十九号を第六十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

六十二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

六十三 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

六十四 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十五条中第四十八号を第六十号とし、第三十六号から第四十七号までを十二号ずつ繰り下げ、同条第三十五号中「（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）」を削り、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

第十五条第三十四号中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、同号を同条第四十五号とし、同条中第三十三号を第四十四号とし、第二十四号から第三十二号までを十一号

ずつ繰り下げ、同条第二十三号中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、「特定生物」を「特定外来生物」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第二十二号を同条第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

三十三 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十五条中第二十一号を第三十号とし、第二十号を第二十九号とし、第十九号を第二十八号とし、同条第十八号中「択伐（塊状択伐を除く。）すること」を「択伐すること（塊状択伐を除く。）」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第十七号を同条第二十六号とし、同条第十六号を同条第十七号とし、同号の次に次の八号を加える。

十八 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の高さを超えないものに限る。）。

十九 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

二十 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

二十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

二十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十三 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十三条第一項に規定する認定保護管理事業等（以下この条において「認定保護管理事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定

外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第十五条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第十八条第一号中「第十六号」を「第二十五号」に、「第四十二号から第四十九号」を「第五十四号から第六十四号」に、「第七十六号又は第七十七号」を「第一百号又は第百二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。